

農業・食品産業競争力強化支援事業等 補助金交付要綱の制定について

〔 16 生産第 8265 号
平成 17 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正	平成17年9月1日	17生産第2954号
改正	平成18年3月31日	17生産第8571号
改正	平成19年3月30日	18生産第9318号
改正	平成20年1月30日	19生産第7388号
改正	平成20年4月1日	19生産第9997号
改正	平成20年9月26日	20生産第3592号
改正	平成20年10月16日	20生産第4018号
改正	平成20年11月5日	20生産第4455号
改正	平成21年1月27日	20生産第5670号
改正	平成21年4月1日	20生産第10047号
改正	平成21年5月29日	20生産第1147号

この度、広域連携等産地競争力強化支援事業及び広域連携アグリビジネスモデル支援事業並びに高生産性地域輪作システム構築事業の実施に係る農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱

第1 農林水産大臣は、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、施肥体系緊急転換対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知。以下「転換対策実施要綱」という。）、農業改良普及推進事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第8902号農林水産事務次官依命通知）及び施肥体系緊急転換総合対策実施要綱（平成21年5月29日付け21生産第1301号農林水産事務次官依命通知。以下「施肥総合対策実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の2のただし書の事業に要する経費は、同要綱第3の2に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する補助率は、農林水産省総合食料局長及び農林水産省生産局長（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによる。

第3 次の（1）から（3）までに掲げる流用をしてはならない。

（1）別表の区分の欄に掲げる、 から までの事業の相互間における流用。

（2）別表の区分の欄の の経費の欄に掲げる から までの事業の相互間における流用。

（3）別表の区分の欄の の経費の欄に掲げる から までの事業の相互間における流用。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業、次世代園芸ロボット技術導入検証事業、農業機械等緊急リース支援事業のうち食料供給力向上緊急機械リース支援事業、植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業及び全国推進事業を実施する補助事業者、国産原材料供給力強化対策事業のうちニュービジネス育成・強化支援事業を実施する補助事業者、施肥体系緊急転換対策事業のうち技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業を実施する補助事業者並びに農業改良普及推進事業（産学官連携経営革新技術普及強化促進事業のうち産学官連携普及活動支援及び現場創造技術（匠の技）活用・普及支援事業のうち現場創造型技術確立活動支援を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては地方農政局長をいう。第9のただし書及び第13のただし書を除き、以下同じ。）に提出するものとする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかで

ない場合にあつては、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、農業改良普及推進事業のうち現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業にあつては補助金の交付の決定があつた年度の第3・四半期の末日現在、その他の事業にあつては補助金の交付の決定があつた年度の各四半期（第1・四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在において、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出して行うものとする。ただし、地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業、次世代園芸ロボット技術導入検証事業、農業機械等緊急リース支援事業のうち食料供給力向上緊急機械リース支援事業、植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業及び全国推進事業を実施する補助事業者、国産原材料供給力強化対策事業のうちニュービジネス育成・強化支援事業を実施する補助事業者、施肥体系緊急転換対策事業のうち技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業を実施する補助事業者並びに農業改良普及推進事業（産学官連携経営革新技術普及強化促進事業のうち産学官連携普及活動支援及び現場創造技術（匠の技）活用・普及支援事業のうち現場創造型技術確立活動支援を除く。）を実施する補助事業者にあつては生産局長等、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては地方農政局長をいう。第10を除き、以下同じ。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行う事業及び地方農政局長等が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

第14 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附則

この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け17生産第8529号農林水産事務次官依命通知。以下「旧植物工場交付要綱」という。）は廃止する。
- 3 平成18年度までに旧植物工場交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この通知は、平成20年1月30日から施行する。

附則

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成20年9月26日から施行する。

附則

この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附則

この通知は、平成20年11月5日から施行する。

附則

この通知は、平成21年1月27日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度までに実施した事業及び国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業実施要綱（平成20年10月16日付け20生産第3962号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例により手続きを行うものとする。

附則

この通知は、平成21年5月29日から施行する。

別表（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金</p>	<p>未来志向型技術革新対策事業費</p> <p>補助事業者が未来志向型技術革新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（整備事業に限る。）の実施に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新需要創造対策事業 （1）成分保証・分別管理機械施設整備 2 技術革新波及対策事業 （1）先進的総合生産工程管理体制構築事業 （2）施設園芸脱石油イノベーション推進事業 （3）地産地消モデルタウン事業 （4）産地提案型事業 3 生産性限界打破事業 4 農業支援ニュービジネス創出支援事業 ニュービジネス創出支援事業 5 植物工場普及・拡大総合対策事業 （1）モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業 （2）植物工場普及・拡大支援事業 6 青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業 （1）青果物長期鮮度保持実証事業 （2）青果物新流通システム構築実証事業 	<p>当該事業に要する経費の定額、6/10、1/2以内</p> <p>なお、1から4に掲げる事業のそれぞれの補助率の内容は、実施要綱別表第1の定めるところによるものとし、5の(1)の事業にあつては定額、5の(2)及び6の事業にあつては1/2以内とする。</p>	<p>1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更</p> <p>(1) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>(2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>(3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>国産原材料供給力強化対策事業費</p> <p>補助事業者が国産原材料供給力強化対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（整備事業に限る。）の実施に要する経費</p> <p>1 国産原材料サプライチェーン構築事業</p> <p>2 食品製造業者等原料農産物調達円滑化事業</p>	<p>当該事業に要する経費の6/10、1/2、1/3以内</p> <p>なお、それぞれの補助率の内容は、実施要綱別表第2の定めるところによるものとする。</p>	<p>1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更</p> <p>(1) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>(2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>(3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p> <p>2 経費の欄の1と2の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の変更</p> <p>2 施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所及び設置場所の変更</p> <p>4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減</p>
	<p>生産技術体系緊急転換事業費</p> <p>補助事業者が転換対策実施要綱に基づいて、次に掲げる事業（機械及び施設整備に限る。）の実施に要する経費</p> <p>1 施肥体系緊急転換対策事業</p> <p>(1) 地域モデル実証事業</p> <p>(2) 広域支援事業</p> <p>ア 肥料コスト低減環境整備事業</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内</p>	<p>1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更</p> <p>(1) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>(2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>(3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p> <p>2 経費の欄の1の(1)と(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の変更</p> <p>2 施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所及び設置場所の変更</p> <p>4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減</p>

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金	<p>未来志向型技術革新対策事業推進費</p> <p>補助事業者が未来志向型技術革新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（推進事業及び団体推進事業に限る。）の実施に要する経費</p> <p>1 新需要創造対策事業 (1) 新需要創造フロンティア育成事業 (2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業</p> <p>2 技術革新波及対策事業 (1) 先進的総合生産工程管理体制構築事業 ア 先進的総合生産工程管理体制構築のための調査検討 イ 工程管理手法の導入効果の検証 ウ 団体推進事業 (2) 次世代大規模経営品質管理システム実用化事業 ア 団体推進事業 (3) 麦の穂発芽リスク制御モデル産地形成事業 (4) さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業 (5) 高品質かんきつ安定生産技術導入事業 (6) 施設園芸脱石油イノベーション推進事業 ア 推進事業 イ 団体推進事業 (7) 野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業 ア 推進事業 イ 団体推進事業 (8) 地産地消モデルタウン事業 (9) カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業 ア 都道府県段階の協議会・計画策定 イ 市町村段階の協議会・計画策定 ウ 植物浄化技術の実証 (10) 産地提案型事業</p> <p>3 生産性限界打破事業 (1) 生産性限界打破モデル実践事業 (2) 次世代園芸ロボット技術導入検証事業</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内 ただし、経費の欄の1の(1)の事業、2の事業のうち(1)のイ、団体推進事業、(9)のア及びイの事業、3の事業、4の(1)の事業並びに5から8の事業にあっては定額とする。</p>	<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 経費の欄の2の(1)のイの経費とその他の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止</p>

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>4 農業支援ニュービジネス創出推進事業 (1) 全国推進事業 (2) ニュービジネス創出支援事業</p> <p>5 農業機械等緊急リース支援事業 (1) 食料供給力向上緊急機械リース支援事業 ア 生産技術導入リース支援事業 イ 推進事業 (2) 園芸産地再生施設緊急リース事業 ア 園芸施設リース事業 イ 推進事業</p> <p>6 植物工場普及・拡大総合対策事業 (1) モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業 (2) 植物工場普及・拡大支援事業 (3) 植物工場リース支援事業</p> <p>7 野菜・花き産地高度化緊急支援事業</p> <p>8 青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業 (1) 青果物長期鮮度保持実証事業 (2) 青果物新流通システム構築実証事業</p> <p>国産原材料供給力強化対策事業推進費</p> <p>補助事業者が国産原材料供給力強化対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（推進事業に限る。）の実施に要する経費</p> <p>1 国産原材料サプライチェーン構築事業 (1) ニュービジネス育成・強化支援事業 (2) 地区推進事業</p> <p>2 食品製造業者等原料農産物調達円滑化事業</p>	定額	<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 経費の欄の1と2の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止</p>

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>生産技術体系緊急転換事業推進費</p> <p>補助事業者が転換対策実施要綱（２に掲げる事業にあっては施肥総合対策実施要綱）に基づいて、次に掲げる事業（推進事業に限る。）の実施に要する経費</p> <p>1 施肥体系緊急転換対策事業 （１）地域モデル実証事業 ア 導入技術や実証成績の検討等に係る検討会の設置・運営 イ 土壌診断の実施及び診断結果に基づく施肥設計の見直し指導 ウ 肥料コスト低減技術の導入実証 （２）広域支援事業 ア 技術情報等収集・提供事業 イ エコファーマーネットワーク整備事業 ウ 肥料コスト低減環境整備事業 （３）転換対策実施要綱第２の１のただし書きに基づいて実施する緊急事業</p> <p>2 施肥体系緊急転換総合対策事業 （１）施肥体系緊急転換対策事業 （２）有機資源活用型減肥栽培推進事業 （３）肥料高騰対応緊急対策事業 （４）施肥体系緊急転換総合対策推進事業</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内 ただし、経費の欄の１の(1)のア及びイの事業並びに(2)のアからウ及び2の事業にあっては定額、１の(3)の事業にあっては、生産局長が別に定める補助率とする。</p>	<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 経費の欄の１における事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 経費の欄の１と2の経費の相互間における経費の増減 5 経費の欄の１の(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における経費の増減 6 経費の欄の１の(1)と(2)のそれぞれの事業のア及びイの経費とウの経費の相互間における経費の増減 7 経費の欄の２の(1)から(3)と(4)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止</p>

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>農業改良普及推進事業費</p> <p>補助事業者が農業改良普及推進事業実施計画に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>1 普及活動情報基盤整備事業 (1) 普及情報ネットワークシステム整備運営 ア 専門員手当 イ 建物借料 ウ 事業運営管理費 エ 情報システム整備運営コンサルタント費 オ 普及データベース構築・提供費 カ 情報システムメンテナンス費 キ 外部データベース活用費 (2) 普及活動高度化等調査研究 (3) 広域連携・活動支援システムの構築 (4) 農業版MOT人材育成研修用プログラムの開発</p> <p>2 産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 (1) 産学官連携普及活動支援 ア 先進的農業経営支援費 イ 農政課題対応費 (2) 産学官連携技術情報支援</p> <p>3 現場創造型技術(匠の技)活用・普及支援事業 (1) 現場創造型技術確立活動支援 (2) 農業技能等普及推進活動支援</p>	<p>当該事業に要する経費の10/10以内 ただし、経費の欄の1の(1)のうちオの事業にあっては当該事業に要する経費の6/10以内、カ及びキの事業にあっては1/2以内、経費の欄の2及び3の事業にあっては定額とする。</p>	<p>1 経費の欄の1から3までの経費の相互間における経費の増減 2 経費の欄の1における次の変更 (1) (1)から(4)の経費の相互間における経費の30%を超える増減 (2) (1)のオ及びカ又はキの経費の相互間における経費の増減 (3) (1)のアからエまで又は(2)から(4)と(1)のオからキまでの経費の相互間における経費の増減 (4) カ及びキの経費の相互間における経費の30%を超える増減 3 経費の欄の2における次の変更 (1) (1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減 (2) (1)のア及びイの経費の相互間における経費の増減 4 経費の欄の3の(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>経費の欄の1の(1)における次の変更 1 アにおける補助対象専門員の異動 2 イにおける建物借上げの面積及び所在地の変更</p>

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
牛肉等関税 財源国産畜産 物競争力強化 対策費補助金 1 国産畜産 物競争力強化 対策整備 費補助金	<p style="text-align: center;">未来志向型技術革新対策事業 費</p> <p>補助事業者が未来志向型技術革新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（整備事業に限る。）の実施に要する経費</p> <p>1 技術革新波及対策事業 (1) 先進的総合生産工程管理体制構築事業 (2) 高機能たい肥活用エコ農業支援事業 (3) 肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業 (4) 産地提案型事業 ア 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 イ 畜産物共同利用施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 飼料作物関連施設 (オ) 飼料化施設 (カ) 搾乳関連排水処理施設 ウ 共同利用機械整備 エ その他必要な施設又は機械の整備</p>	<p>当該事業に要する経費の6/10、1/2以内 なお、それぞれの補助率の内容は、実施要綱別表第1-2の定めるところによるものとする。</p>	<p>1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに掲げる変更 (1) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 (2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p>	<p>1 補助事業者の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減</p>
2 国産畜産 物競争力強化 対策事業 費補助金	<p style="text-align: center;">未来志向型技術革新対策事業 推進費</p> <p>補助事業者が未来志向型技術革新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（推進事業に限る。）の実施に要する経費</p> <p>1 技術革新波及対策事業 (1) 先進的総合生産工程管理体制構築事業 ア 先進的総合生産工程管理体制構築のための調査検討 イ 工程管理手法の導入効果の検証 (2) 高機能たい肥活用エコ農業支援事業 (3) 肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業 (4) 産地提案型事業</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内 ただし、経費の欄の1の(1)のイの事業にあっては定額とする。</p>	<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 経費の欄の1の(1)のイの経費とその他の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止</p>

別記様式第1号(第4関係)

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

未来志向型技術革新対策事業
国産原材料供給力強化対策事業
施肥体系緊急転換対策事業
施肥体系緊急転換総合対策事業
農業改良普及推進事業

交付申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業、次世代園芸ロボット技術導入検証事業、農業機械等緊急リース支援事業のうち食料供給力向上緊急機械リース支援事業、植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業及び全国推進事業を実施する補助事業者、国産原材料供給力強化対策事業のうちニュービジネス育成・強化支援事業を実施する補助事業者、施肥体系緊急転換対策事業のうち技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業を実施する補助事業者並びに農業改良普及推進事業(産学官連携経営革新技術普及強化促進事業のうち産学官連携普及活動支援及び現場創造技術(匠の技)活用・普及支援事業のうち現場創造型技術確立活動支援を除く。)を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

印

平成 年度において、平成 年 月 日付け 第 号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第4の規定により、国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金 円、国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金 円、牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金 円の交付を申請する。

(要領)

1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
2. 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成 年 月 日付け 第 号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成 年 月 日付け 第 号で計画承認通知があつた事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
3. 申請の際には以下の書類を添付すること。
(1) 実施設計書
(2) 工事雑費がある場合は、別紙工事雑費内訳明細書

- (3) 未来志向型技術革新対策事業のうち団体推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業、カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業及び食料供給力向上緊急機械リース支援事業を実施する補助事業者、国産原材料供給力強化対策事業のうちニュービジネス育成・強化支援事業を実施する補助事業者、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者並びに施肥体系緊急転換対策事業を実施する補助事業者については、定款、寄附行為等、収支予算（又は収支決算）及び外部へ委託する場合は、その委託契約書案又は写し

(別紙)

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

補助対象事業名 及び施設名	工 事 雑 費 内 訳			備 考
	区 分 1	区 分 2	金 額	
	報 酬		円	
	賃 金			
	共 済 費			
	需 用 費	消 耗 品 費 燃 料 費 光 熱 水 料 印 刷 製 本 費 広 告 費 修 繕 費 食 糧 費		
	役 務 費	通 信 運 搬 費 手 数 料 筆 耕 翻 訳 料 雑 役 務 費		
	委 託 費			
	旅 費			
	使 用 料 及 び 賃 貸 料			
	備 品 購 入 費			
	公 課 費			
	代 行 施 行 管 理 料			
	公 社 一 般 管 理 費			

(注) 補助対象事業ごとに記入すること。

別記様式第2号（第6関係）

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

（未来志向型技術革新対策事業
国産原材料供給力強化対策事業
施肥体系緊急転換対策事業
施肥体系緊急転換総合対策事業
農業改良普及推進事業） 変更承認申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業、次世代園芸ロボット技術導入検証事業、農業機械等緊急リース支援事業のうち食料供給力向上緊急機械リース支援事業、植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業及び全国推進事業を実施する補助事業者、国産原材料供給力強化対策事業のうちニュービジネス育成・強化支援事業を実施する補助事業者、施肥体系緊急転換対策事業のうち技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業を実施する補助事業者並びに農業改良普及推進事業（産学官連携経営革新技術普及強化促進事業のうち産学官連携普及活動支援及び現場創造技術（匠の技）活用・普及支援事業のうち現場創造型技術確立活動支援を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したのから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「 事業変更承認申請書」を「 事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

{

 未来志向型技術革新対策事業

 国産原材料供給力強化対策事業

 施肥体系緊急転換対策事業

 施肥体系緊急転換総合対策事業

 農業改良普及推進事業
 }
 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業、次世代園芸ロボット技術導入検証事業、農業機械等緊急リース支援事業のうち食料供給力向上緊急機械リース支援事業、植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業及び全国推進事業を実施する補助事業者、国産原材料供給力強化対策事業のうちニュービジネス育成・強化支援事業を実施する補助事業者、施肥体系緊急転換対策事業のうち技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業を実施する補助事業者並びに農業改良普及推進事業（産学官連携経営革新技術普及強化促進事業のうち産学官連携普及活動支援及び現場創造技術（匠の技）活用・普及支援事業のうち現場創造型技術確立活動支援を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第・四半期までに完了したもの		第・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別記様式第1号の記の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号(第10関係)

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

未来志向型技術革新対策事業
国産原材料供給力強化対策事業
施肥体系緊急転換対策事業
施肥体系緊急転換総合対策事業
農業改良普及推進事業

実績報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業、次世代園芸ロボット技術導入検証事業、農業機械等緊急リース支援事業のうち食料供給力向上緊急機械リース支援事業、植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業及び全国推進事業を実施する補助事業者、国産原材料供給力強化対策事業のうちニュービジネス育成・強化支援事業を実施する補助事業者、施肥体系緊急転換対策事業のうち技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業を実施する補助事業者並びに農業改良普及推進事業(産学官連携経営革新技術普及強化促進事業のうち産学官連携普及活動支援及び現場創造技術(匠の技)活用・普及支援事業のうち現場創造型技術確立活動支援を除く。)を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金 円
国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金 円
牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金 円

の交付を請求する。

(要領)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には以下の書類を添付すること。
(1) 出来高設計書
(2) 推進事業を実施した補助事業者にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写しを添付すること。ただし、農業改良普及推進事業のうち産学官連携経営革新技術普及強化促進事業を実施した補助事業者が地方公共団体である場合にあつては、規則第3条第4号に規定する補助金調書の写しをもってこれに代えることができる。

また、未来志向型技術革新対策事業のうち先進的総合生産工程管理体制構築事業(工程管理手法の導入効果の検証に限る。)を実施した補助事業者にあつては、検証レポートを併せて添付すること。

- (3) 外部へ委託した場合で、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写し
- (4) 野菜・花き産地高度化緊急支援事業を実施した補助事業者にあつては、要件を満たすことを証明する書類並びに事業量及び設置日等を証明する書類

別記様式第5号(第10関係)

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業、次世代園芸ロボット技術導入検証事業、農業機械等緊急リース支援事業のうち食料供給力向上緊急機械リース支援事業、植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業及び全国推進事業を実施する補助事業者、国産原材料供給力強化対策事業のうちニュービジネス育成・強化支援事業を実施する補助事業者、施肥体系緊急転換対策事業のうち技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業を実施する補助事業者並びに農業改良普及推進事業(産学官連携経営革新技術普及強化促進事業のうち産学官連携普及活動支援及び現場創造技術(匠の技)活用・普及支援事業のうち現場創造型技術確立活動支援を除く。)を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

印

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

未来志向型技術革新対策事業
国産原材料供給力強化対策事業
施肥体系緊急転換対策事業
施肥体系緊急転換総合対策事業
農業改良普及推進事業

の仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金について、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3 - 2) | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号(第12関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度		平成	年度	農林水産省所管補助金名			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業種類	事業の内容				工期		経費の配分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分					
		国庫補助金	自己資金	その他										
	計													
	計													
	合計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式7号(第14関係)

平成 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
合 計		千円(B)
7. その他		
内 容		金 額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		% (B / A)

(注)

- 1 「５．補助金等における管理費」について、「（１）人件費」には、当該補助等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「（２）一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「（３）その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「６．外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「（１）外部に再補助等されているものに関する支出」及び「（２）（１）以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「（２）（１）以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「（２）（１）以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「（２）（１）以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「６．外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「７．その他」については、「５．補助金等における管理費」、「６．外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「８．再補助等の割合」については、「４．交付実績額」に対する「６．（１）外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。